

买卖合同纠纷案件的最新司法解释

为正确审理买卖合同纠纷案件，避免司法实践的不统一，中国最高人民法院制定、发布了《[关于审理买卖合同纠纷案件适用法律问题的解释](#)》(法释[2012]8号,自2012年07月01日起施行;本文中,简称为“《买卖合同解释》”),对买卖合同的成立及效力、标的物交付和所有权转移、标的物的风险负担、标的物的检验、违约责任、所有权保留、特种买卖等理论上、司法实践中的疑难问题作出了规定。

买卖合同作为最为典型的有偿合同，法律上、实务中都具有重要的意义。《买卖合同解释》的出台，不但填补了《[中华人民共和国合同法](#)》(本文中,简称为“《合同法》”)第9章关于买卖合同的规定(共46条),一定程度上,也完善了《合同法》的整个规则体系。本文结合该司法解释以及律师以往实务操作经验,对《买卖合同解释》的相关规定择要进行分析,并提出简要的应对建议,以供参考。

买卖合同的成立与效力

《合同法》的立法目的之一是鼓励交易。以前,中国司法实践中存在的适当确认合同不成立、无效的做法,增加了交易成本,不利于交易的进行,与《合同法》的立法目的也不符。近年来,法院逐步减少对合同不成立、无效的认定,并制定《[关于适用<中华人民共和国合同法>若干问题的解释\(二\)](#)》予以明确。此次的《买卖合同解释》也秉承此精神,予以细化:

类型	《买卖合同解释》的相关规定	律师简要提示
买卖合同的成立	<ul style="list-style-type: none"> 第1条第1款:未签订买卖合同,一方以送货单、收货单、结算单、发票等主张存在买卖合同关系的,应结合当事人之间的交易方式、交易习惯以及其他相关证据,判断买卖合同是否成立。 第1条第2款:没有记载债权 	<ul style="list-style-type: none"> 送货单等凭证不能单独作为证明合同成立的证据(对账确认函、债权确认书等可以作为证明合同成立的证据),还需要结合当事人之间的交易习惯、其他证据等(例如,电话录音)综合判断; 主张合同成立的一方提供送货单等凭证即可认为

売買契約紛争事件の最新司法解释

売買契約紛争事件を正確に審理し、司法実践の不一致を避けるため、中国最高人民法院は「[売買契約紛争案件審理に適用する法律に関する解釈](#)」(法释[2012]8号、2012年7月1日から施行。本文中では「[売買契約解釈](#)」という)を制定、公布したが、これは買契約の成立および効力、目的物の引渡と所有権の移転、目的物に関するリスク負担、目的物の検査、違約責任、所有権の留保、特殊な売買などに関する理論上、司法実践における難問について規定を設けたものである。

売買契約は最も典型的な有償契約として、法律上、実務上共に重要な意義を持つ。「[売買契約解釈](#)」の公布は、「[中華人民共和国契約法](#)」(本文中では、「[契約法](#)」)という第9章の売買契約に関する規定(全46条)を補填するだけでなく、ある程度において、「[契約法](#)」の全規則体系を補完するものでもある。本文中では当該司法解释および筆者の実務経験に基づき、「[売買契約解釈](#)」の関連規定について、参考までに要点を絞って分析し、簡潔な対応法を提案する。

売買契約の成立と効力

「[契約法](#)」の立法主旨の一つは取引の奨励である。過去に中国の司法実践において存在した、適切な確認のされていない契約の不成立、無効という処理方法は、取引コストを増大させ、取引実行の妨げとなり、「[契約法](#)」の立法主旨とも合致しないものであった。昨今、裁判所は契約の不成立、無効の認定を徐々に減らすと共に、「[『中華人民共和国契約法』の適用に伴う若干問題に関する解釈\(二\)](#)」を制定して明確にした。この度の「[売買契約解釈](#)」も本精神を継承したものであり、より細分化を図っている。

分類	「 売買契約解釈 」の関連規定	筆者の要点説明
売買契約の成立	<ul style="list-style-type: none"> 第1条第1項:売買契約を締結していない場合、一方が送り状、受領書、清算書、領収書などにより売買契約関係の存在を主張する場合、<u>当事者間の取引方法、取引習慣およびその他の関連証拠と併せて売買契約が成立するかを判断する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 送り状などの証拠は<u>単独で契約成立を証明する証拠とはならず(帳簿照合確認書、債権確認書などは契約成立を証明する証拠とすることができ)</u>、当事者間の取引習慣、その他の証拠など(例えば、電話録音)と併せて総合的に判断する必要がある。 契約成立を主張する一方の送り状などの証拠の提供は立証責

	人名称的对账确认函、债权确认书等函件、凭证, 除有相反证据外, 应认定买卖合同成立。	其完成举证责任 , 相对方应就否认合同成立承担举证责任。
预约合同	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第2条: 约定在未来一定期限内订立买卖合同的认购书、订购书、预订书、意向书、备忘录等预约合同, 具有法律效力, 不履行预约合同, 应承担违约责任。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 认购书等并不必然构成预约合同。预约合同需要明确“在未来一定期限内订立买卖合同”的合意; ▪ 预约合同的当事人应订立买卖合同, 一方拒绝、或恶意磋商阻止买卖合同订立的(正常磋商而未能达成合意的除外。实务中, 认定恶意与否, 需要根据具体情况判断), 应承担违约责任。

	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第1条第2项: 債権者名称の記載のない帳簿照合確認書、債権確認書などの書簡、証憑は、相反する証拠がある場合を除き、売買契約成立と認定される。 	任を果たしたものとみなされ 、相手方は契約成立の否認について立証責任を負う。
予約契約	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第2条: 今後一定期間内の売買契約締結を定めた購入同意書、注文書、購入予約書、意向書、覚書などの予約契約は、法的効力を有する。予約契約の不履行については、違約責任を負わなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 購入同意書などは必ずしも予約契約を構成するものではない。予約契約では「今後一定期間内に売買契約を締結する」旨の合意を明確にする必要がある。 ▪ 予約契約の当事者は売買契約を締結するものとし、一方が拒絶または悪意で協議し売買契約締結を阻害する場合(正常な協議において結果として合意を得られなかった場合は除かれる。実務上、悪意の認定については、具体状況に基づき判断する必要がある)、違約責任を負わなければならない。

动产“一物数卖”的法律处理

实务中, 动产“一物数卖”并不鲜见, 在市场行情发生较大波动时, 该类法律纠纷尤为突出。《买卖合同解释》综合了司法实践中的各种观点, 结合相关法律的规定, 明确了动产“一物数卖”的处理原则:

类型	《买卖合同解释》的相关规定	律师简要提示
普通动产	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第9条: 以交付、付款、合同成立先后为合同履行顺序。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ “一物数卖”情况下, 出卖人不能自主选择某一买受人完成交易(出卖人没有自主选择权)。 ▪ 动产“一物数卖”的, 按照交付、付款/登记、合同成立先后的顺序处理。不动产“一物数卖”的, 根据《物权法》的相关规定
特殊动产 (船舶、航空器、机动车)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第10条: 以交付、登记、合同成立先后作为合同履行顺序(交付是特殊动产物权变动的生效要件, 登记是對抗善意第三人的对抗要件, 因此, 出 	

動産の「二重譲渡」の法律处理

実務において、動産の「二重譲渡」は珍しいものではなく、市場が大きく変動する際にはこれらの法的紛争が多くなる。「売買契約解釈」は司法実践における各種の観点をまとめ、関連法の規定と併せ、動産の「二重譲渡」の処理原則を明確にした。

分類	「売買契約解釈」の関連規定	筆者の要点説明
普通動産	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第9条: 引渡、支払い、契約成立の前後を契約の履行順序とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「二重譲渡」の状況では、売り手は買手を手を自主的に選んで取引を完了することができない(売り手には自主選択権がない)。 ▪ 動産の「二重譲渡」の場合、引渡、支払い/登記、契約成立前後の順序で処理される。不動産の「二重譲渡」の場合、「物権
特殊動産 (船舶、航空機、エンジン付車両)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第10条: 引渡、登記、契約成立の前後を契約の履行順序とする(引渡は特殊動産物権変動の発効条件であり、登記は善意の第三者に対する對抗要件である。よって、引渡と登記が 	

	现交付与登记冲突情形时,应以交付为准)。	定,以登记确认权利的变动、归属。
--	-----------------------------	------------------

	争う状況においては、引渡を優先させる)。	法」 の関連規定に基づき、登記をもって権利の変動、帰属を確認する。
--	-----------------------------	--

标的物的检验

检验是买卖合同的重要环节,但是,《合同法》仅有第 157 条、第 158 条作出规定,过于简单、原则。《买卖合同解释》补充了《合同法》有关检验的规定。简要说明如下:

类型	《买卖合同解释》的相关规定	律师简要提示
检验期间及其效力	第 15 条: 未对检验期间作出约定的情况下,除有相反证据足以推翻外,买受人签收的送货单、确认单等载明标的物数量、型号、规格的,应认定买受人已对数量和外观瑕疵进行了检验。	<ul style="list-style-type: none"> 明确将标的物的质量瑕疵分为“外观瑕疵”和“隐蔽瑕疵”¹; 在未约定检验期间的情况下,签收行为通常会构成对数量和外观瑕疵的检验; 当事人约定的检验期间应与检验的内容(外观瑕疵、隐蔽瑕疵)相适应,并不得违反法律、行政法规关于检验期间、质量保证期间的规定²。
	第 18 条: 当事人约定的检验期间 明显不合理地过短 ,该检验期间 仅为买受人对外观瑕疵提出异议的期间 ,法院有权 确定买受人对隐蔽瑕疵提出异议的合理期间 。约定的检验期间或者质量保证期间不得短于法律、行政法规规定的检验期间或者质量保证期间。	
合理期间的认定标准	第 17 条第 1 款: “合理期间”应当综合当事人之间的交易性质、交易目的、交易方式、交易习惯、标的物的种类、数量、性质、安装和使用情况、瑕疵的性质、买受人应尽的合理注意	<ul style="list-style-type: none"> 明确了判断“合理期间”的各类考量因素。

目的物の検査

検査は売買契約の重要な段階である。ただし、「契約法」には第 157 条、第 158 条で規定されているだけで、簡単、原則的に過ぎるきらいがある。「売買契約解釈」は「契約法」の検査に関する規定を補足した。以下、簡単に説明する。

分類	「売買契約解釈」の関連規定	筆者の要点説明
検査期間と効力	第 15 条: 検査期間に関する取り決めがない場合、相反する証拠により翻された場合を除き、買い手が署名確認した送り状、確認書などに目的物の数量、型番、規格が記載されている場合、買い手は数量および外観上の瑕疵について検査済みであると認定されるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 目的物の品質問題は「外観上の瑕疵」と「隠れた瑕疵」¹に分けられることが明確にされた。 検査期間を定めていない状況で、受取署名行為は通常、数量および外観上の瑕疵についての検査確認とされる。 当事者が定める検査期間は検査の内容(外観上の瑕疵、隠れた瑕疵)に相応しなければならず、法律、行政法規の定める検査期間、品質保証期間に違反してはならない²。
	第 18 条: 当事者が定めた検査期間が 明らかに不合理に短い場合 、当該検査期間は 買い手の外観上の瑕疵についてのみクレーム期間とされ 、裁判所は 買い手の隠れた瑕疵に対するクレームの合理的な期間を確定する権限を有する 。約定する検査期間または品質保証期間は法律、行政法規の定める検査期間または品質保証期間より短くはならない。	
合理的な期間の認定基準	第 17 条第 1 項: 「合理的な期間」とは、信義誠実の原則に基づき、当事者間の以下の要素を踏まえて総合的に判断するものとする。取引の性質、目的、方法、習慣、目的物の種類、数量、性質、設置および使用状況、瑕疵	<ul style="list-style-type: none"> 「合理的な期間」の判断において考慮すべき要素が明確にされた。

¹ 理論上、「**外观瑕疵**」通常是指可以通过感官方式即可发现的瑕疵,例如,数量、型号、规格与合同约定不符;“**隐蔽瑕疵**”通常是指难以通过感官方式判断,需要借助其他检验方法或经过实际使用才能发现的瑕疵,例如,金属材料的硬度。

¹ 理論上、「**外観上の瑕疵**」とは通常、五感を通じて分かる瑕疵であり、たとえば、数量、型番、規格が契約の取り決めと一致しないことを指す。一方の「**隠れた瑕疵**」とは通常、五感を通じて判断することは困難で、その他の検査方法により分かるまたは実際に使用して分かる瑕疵であり、たとえば、金属材料の強度である。

² 例如,《建设工程质量管理条例》第 40 条第 1 款第 2 项规定“屋面防水工程、有防水要求的卫生间、房间和外墙面的防渗漏,为 5 年”。

² たとえば、「建設工事品質管理条例」第 40 条第 1 項第 2 号では「屋根防水工事、防水要求のある洗面所、部屋と外壁面の水漏れ防止は 5 年間とする」と規定している。

	义务、检验方法和难易程度、买受人或者检验人所处的具体环境、自身技能以及其他合理因素，依据诚实信用原则进行判断。	
检验期间等期间经过的法律效力	<p>第 17 条第 2 款、第 20 条：检验期间、合理期间、两年期间（<u>两年期间为不变期间，不得中止、中断、延长</u>）经过后，<u>买受人不得主张标的物的数量或者质量不符合约定。</u>出卖人<u>自愿承担违约责任后，不得以上述期间经过为由翻悔。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 检验期间等期间内，应及时主张权利。检验期间等期间经过后，<u>即使买受人有证据证明标的物存在瑕疵，买受人也不得主张出卖人承担瑕疵担保责任，但出卖人自愿承担责任的除外。</u>

	の性質、買い手の合理的な注意義務、検査方法と難易度、買い手または検査者のおかれた具体環境、自身の技能、およびその他の合理的な要素。	
検査期間などが経過した場合の法的効力	<p>第 17 条第 2 項、第 20 条：検査期間、合理的な期間、2 年の期間（<u>2 年の期間は不変期間であり、中止、中断、延長ができない</u>）が経過した後、<u>買い手は目的物の数量または品質が約定に合致していないと主張することはできない。</u>売り手は、<u>自発的に違約責任を負う場合、上記期間の経過を理由に意思を翻してはならない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 検査期間などの期間内に、速やかに権利の主張を行わなければならない。検査期間などの経過後は、たとえ買い手が目的物に瑕疵が存在することを証明できる証拠を有する場合でも、<u>売り手が自発的に責任を負担する場合を除き、売り手に瑕疵担保責任の負担を主張することはできない。</u>

所有权保留

《合同法》第 134 条虽然规定了“所有权保留”制度³，但过于原则、简略，《买卖合同解释》明确了所有权保留制度的适用范围、当事人之间权利义务平衡等部分亟待解决的问题。简要说明如下：

类型	《买卖合同解释》的相关规定	律师简要提示
适用范围	第 34 条： 所有权保留适用于动产，不适用于不动产。	—
出卖人的取回权及其限制	第 35 条、第 36 条第 2 款： 特定情形下（①未按约定支付价款的；②未按约定完成特定条件的；③将标的物出卖、出质或者作出其他不当处分的<不能对抗善意取得制度>）， <u>出卖人可以取回标的物。</u>	<ul style="list-style-type: none"> 当事人可以约定行使取回权的条件； 因中国的“所有权保留”制度缺乏有效的公示方式，因此，<u>标的物被买受人处分后，出卖人的取回权将受到《物权法》第 106 条规定的“善意取得”制度的限制。</u>

所有権の留保

《契約法》第 134 条では「所有権の留保」制度¹が規定されているが、原則、簡潔に過ぎるくらいであった。「売買契約解釈」は所有権留保制度の適用範囲、当事者間の権利義務のバランスなど、長年解決を望まれていた問題を明確にした。要点を分析すれば、以下のとおりである。

分類	「売買契約解釈」の関連規定	筆者の要点説明
適用範囲	第 34 条： 所有権の留保は動産に適用され、不動産には適用されない。	特になし。
売り手の戻権およびその制限	第 35 条、第 36 条第 2 項： 特定の状況下（①取り決めに従って代金が支払われなかった、②取り決めに従って特定条件を満たさなかった、③目的物につき売却、質権設定またはその他の不当な処分を行った「 <u>善意取得制度に對抗できない</u> 」）で	<ul style="list-style-type: none"> 当事者は取戻権の行使条件を取り決めることができる。 中国の「所有権の留保」制度には有効な公示方法がないため、<u>目的物が買い手に処分された後には、売り手の取戻権は「<u>物权法</u>」第 106 条に規</u>

³ 理論上，“所有权保留”是指买卖合同中买受人先占有、使用标的物，在特定条件成就前，出卖人保留所有权，条件成就后标的物所有权转移给买受人的制度。

¹ 理論上、「所有権の留保」とは、売買契約における買い手が先ず占有し、目的物を使用するが、特定条件を満たすまでは、売り手は所有権を留保し、条件を満たした後で目的物の所有権を買い手に移転する制度を指す。

	第 36 条第 1 款: 买受人已经支付标的物总价款的 75%以上 , 出卖人丧失取回标的物的权利。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 买受人支付总价款 75%以上的, 出卖人丧失取回权; ▪ 对于买受人的违约行为, 出卖人未及时主张取回权的, 买受人支付总价款超过 75%后, 出卖人丧失取回权。
回赎期	第 37 条: 出卖人取回标的物后, 买受人在约定的或者出卖人指定的回赎期内, 消除取回标的物事由, 买受人可回赎标的物。 未在回赎期内回赎的, 出卖人可 另行出卖 。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 回赎期可以由当事人约定或由出卖人指定; ▪ 回赎期内, 出卖人暂不得另行出卖标的物。

	は、売り手は 目的物を取り戻すことができる。	定された「善意取得」制度の制限を受けてしまう。
	第 36 条第 1 項: 買い手が既に目的物代金総額の 75%以上 を支払った時点で、売り手は目的物取り戻しの権利を喪失する。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 買い手の代金支払総額が 75%以上である場合、売り手は取戻権を喪失する。 ▪ 買い手の違約行為に対し、売り手が遅滞なく取戻権を主張しなかった場合、買い手の代金支払総額が 75%を超えた後、売り手は取戻権を喪失する。
買い戻し期間	第 37 条: 売り手が目的物を取り戻した後、 買い手が取り決められた、または売り手の指定した買い戻し期間以内に、目的物取戻しの事由を取除いた場合、買い手は目的物を買戻すことができる。 買い戻し期間内に買戻さなかった場合、売り手は 別途販売することが可能となる。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 買い戻し期間は、当事者で取り決める、または売り手が指定することができる。 ▪ 買い戻し期間内では、売り手は一時的に目的物を別途販売することができない。

特种买卖

《合同法》第 9 章规定了 4 种类型的特种买卖（分期付款买卖、凭样品买卖、试用买卖、招标投标买卖）。《买卖合同解释》结合司法实践中存在的问题，细化了《合同法》有关特种买卖的规定。简要说明如下：

类型	《买卖合同解释》的相关规定	律师简要提示
分期付款买卖	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第 38 条第 1 款: “分期付款”, 系指买受人在一定期间内至少分三次向出卖人支付应付总价款。 ▪ 第 38 条第 2 款: 分期付款买卖合同中不得约定“即使买受人未支付的到期价款金额低于全部价款五分之一的, 出卖人也可以要求买受人支付全部价款” (违反《合同法》第 167 条第 1 款)。 ▪ 第 39 条: 分期付款买 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 明确了分期付款买卖合同的付款次数、最低的未支付的到期价款金额; ▪ 建议在分期付款买卖合同中明确出卖人扣留的价金范围、可以抵偿的内容、使

特殊売買

「契約法」第 9 章では 4 種類の特殊売買(割賦販売、見本売買、試用販売、入札販売)が規定されている。「売買契約解釈」は司法実践における問題に照らして、「契約法」の特殊売買に関する規定を詳細にした。要点を分析すれば、以下のとおりである。

分類	「売買契約解釈」の関連規定	筆者の要点説明
割賦売買	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第 38 条第 1 項: 「割賦」とは、買い手が一定期間内において、少なくとも三回に分けて売り手へ代金総額を支払うことをいう。 ▪ 第 38 条第 2 項: 割賦売買契約においては、「たとえ買い手の満期代金未払い金額が代金総額の五分の一を下回っている場合でも、売り手は買い手に対し代金全額の支払いを要求することができる」と約定してはならない(「契約法」第 167 条第 1 項に違反する)。 ▪ 第 39 条: 割賦売買契約に 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 割賦売買契約の支払い回数、満期代金未払いの最低金額を明確にした。 ▪ 割賦売買契約においては、売り手が留保できる代金の範囲、充

	<p>买卖合同中可以约定，合同解除时，出卖人可以扣留已受领的价金抵偿使用费（无约定的，可参照当地同类标的物的租金标准确定）或标的物受损的损害赔偿。</p>	<p>用费的计算标准等。</p>	<p>においては、契約解除時に、売り手は受け取り済みの代金を留保し、使用料（取り決めのない場合、当地の同種の目的物の賃貸料金の基準を参照して確定することができる）または目的物が受けた損失の損害賠償に充当することができる。</p>	<p>当できる内容、使用料の計算基準などを明確にすることを提案する。</p>
<p>试用买卖</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第 41 条：除另有约定外，买受人在试用期内支付部分价款的，应认定为同意购买。 买受人对标的物实施了出卖、出租、设定担保等非试用行为的，认定为同意购买。 ▪ 第 42 条：买卖合同存在①经试用或者检验符合一定要求时，买受人应当购买标的物；②第三人经试验对标的物认可时，买受人应当购买标的物；③买受人在一定期间内可以调换、退还标的物的，不属于试用买卖； ▪ 第 43 条：未约定使用费或者约定不明确的，出卖人不得主张使用费。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 拟定、签署试用买卖合同应注意： <ol style="list-style-type: none"> 1) “属于同意购买”的情形； 2) 明确试用买卖的使用费（或使用费的计算标准）。 	<p>试用販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 第 41 条：別途取り決めがある場合を除き、買い手が試用期間内に代金の一部を支払った場合、購入に同意したものと認定する。 買い手が目的物について、売却、賃貸、担保権の設定などの非試用行為を行った場合、購入に同意したものと認定する。 ▪ 第 42 条：売買契約において、①試用後または検査で一定の条件を満たした場合、買い手は目的物を購入するものとする、②第三者が試験を通じて目的物を認可した場合、買い手は目的物を購入するものとする、③買い手は一定期間内において目的物を交換、返品することができると規定している場合は、試用販売には該当しない。 ▪ 第 43 条：使用料を定めていない、または約定が不明確の場合、売り手は使用料を主張できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 試用販売契約を作成、締結する際には以下の点に注意する必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 「購入に同意に該当する」状況。 2) 試用販売の使用料（または使用料の計算基準）を明確にする。

除上述问题外，《买卖合同解释》还对标的物的交付、所有权转移、风险负担以及违约责任等问题进行了规定，该等问题也很重要，但考虑到本文的篇幅，律师择要分析如上。律师理解，《买卖合同解释》在为法院审理买卖合同案件提供更加明确的法律依据的同时，也为买卖合同的法律管理提出了更加专业化的要求。因此，建议企业在拟定、签署买卖合同时（对于已经签署、尚未履行完毕的买卖合同，也应重新审视，必要时，可以与对方商量签署补充协议），与律师和其他相关专业人员保持沟通，审查、确认买卖合同的相关条款，降低法律风险，确保经营活动的顺利进行。

（里兆律师事务所 2012 年 07 月 20 日整理编写）

上述の問題の他、「売買契約解釈」は目的物の引渡、所有権の移転、リスク負担および違約責任などの問題についても規定している。これらの問題もまた重要であるが、紙面の都合上、以上までとする。筆者の理解では、「売買契約解釈」は裁判所の売買契約事件の審理により明確な法的根拠を与えると同時に、売買契約の法的管理についてもより専門的な要求を提起した。よって、法的リスクを軽減し、事業活動が円滑に行われるよう、企業が売買契約を作成、締結する際には（既に締結済みであるが履行を完了していない売買契約についても、改めて確認し、必要であれば、相手方と補充協議の締結を行うことも考えられる）、弁護士およびその他の関連専門人員と意見交換を行い、売買契約の関連条項を審査、確認するとよい。

（里兆法律事務所が 2012 年 7 月 20 日付で作成）